

【メルマガ 6 月号】領事窓口のオンライン予約優先制導入、日系企業向け新型コロナウイルス相談窓口の開設

在シドニー日本国総領事館 メールマガジン第 187 号（2020 年 6 月号）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス、「たびレジ」に登録されたメールアドレス、及び当館「メールマガジン」登録者に自動的に配信されております。

【目次】

- 1 総領事通信 HP 掲載・総領事館公式 SNS
- 2 領事情報
 - (1) 領事窓口ご利用における「オンライン予約優先制」の導入のお知らせ
 - (2) 新型コロナウイルス関連情報
 - (3) 2020 年度小学校前期用及び中学校通年用教科書の配付
- 3 犯罪対策（インターネット上の犯罪）
- 4 経済情報（日系企業向け新型コロナウイルス相談窓口の開設）
- 5 日本文化関連情報（自宅で楽しめるオンラインコンテンツのご紹介）
- 6 休館日のお知らせ（6・7 月）

- 1 総領事通信 HP 掲載・総領事館公式 SNS

【総領事通信 HP 掲載】

第 16 回 アリススプリングスとウルル：「コロナ後」に向けて（5 月 29 日掲載）

新型コロナウイルス対処が本格化する直前の 3 月中旬、北部準州のアリススプリングスとウルルを初訪問しました。この地域は原住民の文化が強く残っており、豪州の歴史と文化の重要な側面を知ることができる訪問地です。州境・国境規制が緩和された暁には、多くの日本人が同地を訪問し、理解を深めてもらえるよう、その魅力をお伝えします。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_16newsJ.pdf

第 15 回 「新型コロナウイルスに対して安全なオーストラリア」ーコロナ後の世界に向けて（5 月 13 日掲載）

豪州政府は、規制緩和に向けた取組として、「新型コロナウイルスに対して安全なオーストラリア（COVID safe Australia）」を実現するための 3 段階計画のロードマップを打ち出しました。日本や世界で「コロナ後の世界」を巡る議論が進む中、豪州政府の取り組みから私たちが学ぶべきこと、取り組むべきことを考えます。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_15newsJ.pdf

【総領事館公式 SNS：新型コロナウイルス最新情報更新中】

総領事館の行事や日本関連のイベント、日本の観光情報等の他、Twitter と Facebook では新型コロナウイルスに関する最新情報を発信しています。ご関心がありましたらフォローいただければ幸いです。

紀谷総領事公式 Twitter：<https://twitter.com/CGJapanSydney>

総領事館公式 Facebook：<https://www.facebook.com/CGJSYD>

総領事館公式 Instagram：<https://www.instagram.com/CGJapanSyd/>

2 領事情報

（１）領事窓口ご利用における「オンライン予約優先制」の導入のお知らせ

当館では、新型コロナウイルスの影響下においても、在留邦人の皆様に継続して領事業務をご利用いただけるよう、窓口受付時間を 9 時 30 分～12 時 00 分として対応を行ってまいりました。

これまで、来館者の皆様で混雑する時はお待たせしてしまう時間が長くなってしまふことがありました。また、NSW 州では先月から規制が緩和されてまいりましたが、引き続き 1.5 メートルの社会的距離を保つことが求められております。

このような状況を踏まえ、領事サービスの利便性向上と領事待合室の混雑防止の観

点から、6月3日（水）より領事窓口の「オンライン予約優先制」を導入することといたしました。

「予約優先制」とは、混雑する時間帯のご来館を分散し、できるだけ来館者の皆様の待ち時間を短縮させることに加え、非予約の来館者の方が来ることも想定し、厳密な時刻ではなく30分単位の時間枠を設定し、予約の時間に幅を持たせる事でスムーズなサービスを提供する予約方法になります。

予約された方に優先的に領事サービスを行うとともに、お急ぎの方や予約制を知らなかった方に対しても利便性を確保しつつ、来館者の皆様の待ち時間短縮と新型コロナウイルス感染防止に万全を期したいと考えております。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、予約開始時期、予約方法、予約受付時間を含む詳細については、別途送信する領事メールおよびホームページにてご案内させていただきます。

【予約優先制の開始日】

6月3日（水）

【予約優先制の対象となる手続き】

- ・ パスポート申請
- ・ 警察証明書申請
- ・ 各種証明書申請（在留証明、署名証明、出生証明、婚姻証明等）
- ・ 届出（出生、婚姻等の戸籍関連の届出、国籍喪失届出等の国籍関連届）
- ・ ビザ申請（外国籍者の日本入国のためのビザ）

（2）新型コロナウイルス関連情報

新型コロナウイルスに関する、5月中のトピックス情報は以下のとおりです。

○全日空は、現在唯一の日豪直行便であるシドニー・羽田線の運航（週3便）を6月29日（月）まで継続、パース・成田線の運休を6月30日（火）まで延長します。

○日本航空は、シドニー・羽田線及びメルボルン・成田線の運休を7月1日（水）まで継続します。

○カンタスグループは、5月末までとっていた国際線の運休を7月末まで延長します。これには、カンタス航空及びジェットスターの日本への直行便が含まれます。

○豪首相は、7月に新型コロナウイルスに対して安全な経済を実現するとの目標に向けて、これまでの制限措置を3段階で緩和していく「新型コロナウイルスに対して安

全豪州のためのロードマップ」を発表しました。

<https://www.pm.gov.au/sites/default/files/files/covid-safe-australia-roadmap.pdf>

○NSW州では5月15日（金）から、屋外での10人以内の集会や5人以内の他家庭訪問が可能となりました（人数には子供を含む）。

○NSW州では6月1日（月）から、パブ、レストラン、カフェ、クラブでの入店可能人数が最大50人までに拡大されます。予約は1件10人分まで可能です。

○店内で飲食する場合は必ず着席し、4平方メートル規則等の社会的距離規制を遵守する必要があります。

○どのような場合でも引き続き1.5メートルの物理的距離を保ち、衛生管理（手洗いと咳エチケット）を励行してください。

○NSW州では6月1日（月）から、州内の観光旅行が可能となります。社会的距離、衛生管理、ホテルの事前予約が必要です。

○NSW州では6月1日（月）から、図書館、美術館、キャンプ場が再開します。美容サロンも社会的距離等の制限付きで開店が可能となります。

○NSW州政府は、留学生向けの新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト

「International Student Welfare Services Hub」を運営しています。

<http://www.study.sydney/news-and-stories/news/covid-19-international-student-welfare-support>

○NSW州技能高等教育大臣は、住まい、医療、メンタルヘルス、食料・緊急物資、公共料金、法的支援、就業支援等の留学生支援策を発表しました。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20200520student.pdf>

○NSW州の公立学校（キンディ～12年生）は、5月25日（月）から全員通常登校を再開しました。

○NSW州政府は公共交通計画を発表しました。公共交通機関において物理的距離を確保するため、ピーク時の利用を避けるとともに、電車・バス・フェリーでは、椅子や

床面に貼られた「sit here」または「stand here」の緑色のマークの場所で利用することが求められています。

○NT では、6 月 15 日（月）以降、他州から NT への到着者は、これまで義務づけられていた州政府指定宿泊施設での 14 日間の「強制隔離」ではなく、自身や知人の自宅もしくは商業宿泊施設での義務的「自己隔離」を行うことが可能となります（必要日数は同じ）。費用はすべて自己負担です。

○豪州国外からシドニーを経由して日本へ帰国する場合、第三国から豪国内空港での乗り継ぎ規制の適用除外措置を受けられるようにするため、（１）トランジットビザ申請、（２）入国制限適用除外申請（ABF）、（３）検疫免除申請（NSW 州保健省の手続き）を行う必要があります。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/abf.pdf>

（３）2020 年度小学校前期用及び中学校通年用教科書の配付

現時点では、郵送による受取のみとさせて頂いておりますが、郵便事情の遅延等により発送業務が若干遅れる場合もありますので、予めご了承願います。

受領の手続きについては、以下のサイトをご覧ください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_children_education.html

３ 犯罪対策（インターネット上の犯罪）

新型コロナウイルスの発生に伴い、在宅勤務やオンライン授業などの必要性からインターネット利用者が増加する中、これら利用者を対象とした犯罪も増加傾向にあります。今月号では、このような犯罪についてまとめました。皆様の参考になれば幸いです。

（１）未成年者に対する脅迫、不当請求等

オンライン授業の需要から、インターネット経験の未熟な未成年者がパソコンやスマートフォンを所持するようになった結果、

○Facebook で知り合った異性に個人情報やプライベートの写真を提供したところ、これをネタに脅され、裸の写真を送るよう強要された。

○LINE のアカウントを乗っ取られ、身に覚えのない請求が来た。

などのケースが増加しています。

特にお子さんをお持ちのご家庭においては、以下のポイントに注意して家庭内での指導を行ってください。

- ダウンロードするアプリの安全性についてチェックする。
- 適切なパスワードの設定を行わせる。
- セキュリティアプリやフィルタリング機能を利用する。
- インターネットの危険性について指導し、何かあればすぐに相談させる。

(2) ビデオ会議用アプリケーション利用者に対するサイバー攻撃

テレワークの普及に伴い、ビデオ会議用アプリケーションの利用者が増加する中、これらの中でも最も普及したとされる「Zoom」について、先日、利用者のパソコンにコンピュータウィルス「トロイの木馬」が埋め込まれるというサイバー攻撃が確認されました。なお、「トロイの木馬」は感染したパソコンの遠隔操作を可能にするもので、利用者が知らずにそのパソコンを用いて会社のネットワークにアクセスした場合、機微なビジネスデータやアクセス認証情報を抜き取られる可能性があるものです。

複数の専門家は、こうしたサイバー攻撃の利用ツールは「Zoom」に限らず、今後他のビデオ会議用アプリケーションでも起こり得ることを指摘した上で、これら攻撃を防止するための推奨事項として、以下を挙げております。

- アプリをダウンロードする際は、アプリのダウンロードセンターなど公式なソースからのもののみを利用する。
- ビデオ会議アプリを利用する場合は、「会議のパスワードを設定する」、「会議情報を非公開に設定する」、「ホストコントロールを構成する」などして安全性を高める措置を講じる。
- アプリは常に最新バージョンを利用する。

(3) 新型コロナウイルスに関連するオンライン詐欺

これら詐欺に関しては、4月号、5月号のメールマガジンでも紹介したところです

が、いまだ被害に遭われる方が後を絶ちませんので引き続きご注意ください。

なお、日本政府においては、新型コロナウイルス感染症における緊急経済対策の一環として、5月1日から特別定額給付金のオンライン申請受付が開始されておりますところ、携帯電話会社や運送系企業等を騙り、給付金の申請等に関する不審メールから当選詐欺とみられるサイト等へ誘導されるものや、銀行を騙り、給付金の受給等に関する SMS から銀行のフィッシングサイトへ誘導されるものが確認されております。今後も、給付金等に関するメール等により、巧妙なフィッシングサイトへの誘導に用いられる可能性がありますのでご注意ください。

防衛策としては、以下が挙げられます。

- 給付金に関して、市区町村や携帯電話会社等のメールから URL をクリックしての申請手続きを行わない。
- パソコンのセキュリティ対策を行うとともに、個人情報や銀行口座等を入力する場合は、サイトの安全性に特に注意を払う。
- 違和感のある文章や、漢字のフォントが崩れているようなサイトの場合、ほとんどが詐欺サイトであることを認識する。

※メルマガ 4 月号の治安・安全情報

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/life_and_safety/corona_sagi_1.pdf

※メルマガ 5 月号の治安・安全情報

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/life_and_safety/corona_sagi_2.pdf

インターネット犯罪に国境はありません。以下のサイトをご参照の上、常に最新のインターネット犯罪に関する情報の収集に努めていただければ幸いです。

※内閣サイバーセキュリティセンター（日本語）

https://twitter.com/nisc_forecast

※独立行政法人情報処理推進機構（日本語）

<https://www.ipa.go.jp/index.html>

※Australian Cyber Security Centre（英語）

<https://www.cyber.gov.au/>

4 経済情報（日系企業向け新型コロナウイルス相談窓口の開設）

新型コロナウイルス感染症により、オーストラリアでビジネスを展開する日系企業が影響を受けています。かかる状況を踏まえ、ジェトロ（（独）日本貿易振興機構）シドニー事務所は、在オーストラリア日系企業を対象とした新型コロナウイルスに関する相談窓口を設置しました。専門家による個別相談等を受けることができます。

詳細は以下のジェトロ・シドニー事務所のウェブサイトをご覧ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/au_sydney/info/20200522.html

なお、当館では、当地に進出する日本企業を支援するため、州政府との交流促進、イベントでの当館施設利用、その他広報支援などを行うとともに、関連情報を提供しています。詳細は以下の当館日本企業支援ページをご覧ください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/japanese_company.html

5 日本文化関連情報（自宅で楽しめるオンラインコンテンツのご紹介）

（１）『Seikatsu Kogei: Objects for International Living』（生活工芸展）のオンライン公開

新型コロナウイルスの影響により開館が中止されている『Seikatsu Kogei: Objects for International Living』が、国際交流基金ウェブサイトでオンライン公開されています。木、陶、漆、ガラス、金属、竹、紙、土の各素材で現在活躍する作家 22 人による作品約 70 点以上が紹介されています。

○ウェブサイト（英語）

<https://jpf.org.au/events/seikatsu-kogei/>

○作品カタログ（英語）

https://issuu.com/japan-foundation-sydney/docs/seikatsu_kogei_objects_for_intentional_living

（２）オムニバス映画『アジア三面鏡 2016：リフレクションズ』期間限定無料配信
国際交流基金アジアセンターと東京国際映画祭の共同製作によるオムニバス映画『アジア三面鏡 2016：リフレクションズ』が 2020 年 6 月 30 日までの期間限定で無料配信されています（日本語・英語字幕）。

<https://jfac.jp/culture/news/n-asian-three-fold-mirror-streaming/>

（３）オンライン映画祭「We Are One」での邦画 5 作品無料公開

6 月 7 日まで動画配信サイトで無料公開されているオンライン映画祭「We Are One」にて、東京国際映画祭より邦画 5 作品が公開されます。

https://www.youtube.com/channel/UCMc3c7Xvv6ol1Zv47Ja39A/videos?fbclid=IwAR2rt1jNo7DL_c-PfENhvhLCUe8U5E6i5ZidUkJdtLuYU1Uv45ubns0h9z8

（４）オンライン会議の背景に使える日本の名所画像配信

日本政府観光局ウェブサイト（英語）では、嵐山の竹林や兼六園など、日本の各名所の壁紙画像素材が配信されています。ダウンロードしてオンライン会議の背景に設定することもできます。

<https://www.japan.travel/en/au/news-blog/bring-japan-to-your-conference-calls-with-these-virtual-backgrounds/>

6 休館日のお知らせ（6・7月）

土日及び以下の日は休館いたします。

【6月】8日（月）クイーンズ・バースデー

【7月】23日（木）海の日

24日（金）スポーツの日

在シドニー日本国総領事館

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話：（61-2）9250-1000

Fax：（61-2）9252-6600

Web: http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールに関してお気づきの点がございましたら、以下の当館代表メールアドレスにお気軽にご連絡ください。

japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

（変更）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

（停止）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

（変更）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>

※本メールマガジンのバックナンバーは以下のページに掲載しています。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_mailimag.html